

2027 年 4 月の制度変更チェック（グループホーム・就労系を開設予定の方へ）

無料資料 | 版 1.0 | 内容の確認日 2026-09-29 | 障害福祉 改定ノート (kaiteinote.com)

これから障害者グループホーム（共同生活援助、以下 GH）や就労系（就労移行支援・就労継続支援）の事業所を開設する方向けに、開設の時期によって影響が変わる制度の動きを一覧にしました。「段階」の色を必ず確認してください。案・予定・検討中の事項は、今後変わることがあります。

項目	対象	段階	内容（要点）	開設を考えている方が確認すること
新規指定の基本報酬	GH（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、就労継続支援 B 型	確定	令和 8 年 6 月 1 日以降に新規指定された事業所は、令和 9 年度報酬改定までの間の応急的な単価として、基本報酬が所定単位数×1000 分の 972（GH）、1000 分の 984（B 型）。外部サービス利用型の GH は対象外。従前の単価になる配慮措置あり（GH は重度障害者支援加算等、B 型は医療連携体制加算（IV）等を算定する利用者、離島・中山間地域、自治体の公募・補助等により設置する事業所など）。合併・事業譲渡等で実質的に継続する場合は既存事業所と同じ扱い。	収支計画をこの単価で作っているか（令和 9 年度改定後の単価は改めて確認）
GH の総量規制	GH	確定	令和 9 年 4 月 1 日から、共同生活援助が総量規制の対象に。上限を一律に固定するのではなく、供給量が障害福祉計画の見込量以上の場合などに、指定権者が「指定しないことができる」制度。資料では、強度行動障害・医療的ケア等の人を対象とする場合や事業継承などを例外とする運用の例も示されている。	開設予定地の指定権者（都道府県・指定都市・中核市）の障害福祉計画の見込量と運用
GH 管理者の要件	GH	案	管理者に実務経験 3 年と「共同生活援助管理者研修（仮称）」の修了を令和 9 年 4 月から求める案。研修は令和 9～11 年度中に修了すればよい経過措置の案。令和 9 年度より前に開設し、施行時点で勤務している管理者は実務経験 3 年を要しない案。令和 9 年度以降に新規開設する GH の管理者は、実務経験の経過措置なし（開設時に 3 年以上必要）の案。	管理者候補の実務経験の年数と、研修を受ける時期
GH 職員の基礎研修	GH	案	世話人・生活支援員・夜間支援従事者など直接処遇職員に、障害福祉の基礎的な研修を受講させる措置を運営基準で義務づける案（令和 10 年度に施行・研修開始の予定、一定の経過措置あり）。	採用・育成計画に研修の時間を入れているか
運営指導の頻度	就労継続支援 A 型・B 型、GH	確定	令和 8 年 6 月の指導指針で、3 年に 1 回以上の頻度で運営指導を行うとされた。指定後まもない事業者は指定後 3 年以内に実施（A 型は新規指定の半年後を目途に初回）。サービス別の「確認項目及び確認文書」が公開されている。	開設時から、確認文書にあたる書類をそろえる計画
地域連携推進会議	GH	確定	令和 7 年度から義務。会議と見学をそれぞれおおむね年 1 回以上。住居が複数あれば住居ごとに見学の機会を設ける。記録を公表し、5 年間保存（第三者評価等で代えられる場合あり）。	構成員の候補（利用者・家族・地域の関係者など）
GH のガイドライン	GH	確定	「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン（第 1 版）」と自己チェックシートが示された（令和 8 年 2 月 26 日）。	自己チェックシートで運営体制を確認
就労選択支援（B 型）	就労継続支援 B 型	確定	令和 7 年 10 月から、新たに B 型を利用する意向がある人は、就労選択支援を予め利用する（50 歳以上、障害基礎年金 1 級、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業への雇用が困難になった人などは除く。近隣に事業所がない場合などの例外あり）。	利用開始までの流れ（相談支援事業所・就労選択支援事業所との連携）
就労選択支援の対象拡大	就労継続支援 A 型、就労移行支援	予定	令和 9 年 4 月以降、新たに A 型を利用する場合や、標準利用期間を超えて就労移行支援を利用する場合も、就労選択支援のアセスメントを経た人を対象とする予定（取扱いは改めて示される）。	利用者の受入れの流れと時期

項目	対象	段階	内容（要点）	開設を考えている方が確認すること
就労系の見直し	就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労選択支援	検討中	障害福祉報酬改定検討チーム第64回（令和8年9月28日）で、B型の支給決定でのチェックリストの活用、A型・B型の生産活動シートとB型のスコア表の公表の義務化（A型のスコア表は義務付け済み）、就労選択支援の特定事業所集中減算の見直しなどが「検討の方向性」として示された（未決定）。	報酬改定案が出たら、事業計画を見直す
報酬改定の工程	全サービス	予定	2027年2月に報酬改定案のとりまとめ、3～4月以降に告示・通知の発出と改定後の報酬の適用（具体的な施行日は資料に未記載）。	開設時期と、改定後の単価の反映

段階：確定＝通知や厚生労働省の資料が決定事項として書いているもの／予定＝工程として示されたもの／案＝「（案）」の段階／検討中＝論点や「検討の方向性」の段階

開設予定日から逆算するチェック

- ☐ 開設予定地の指定権者に、指定申請の手続きとスケジュールを確認した
- ☐ GH：開設予定地の障害福祉計画の見込量と、総量規制の運用を確認した
- ☐ 収支計画を、新規指定の単価（GH 1000 分の 972、B 型 1000 分の 984。令和 9 年度改定までの応急的な単価）で作った
- ☐ GH：管理者候補の実務経験の年数と、研修を受ける時期を確認した（要件は案の段階）
- ☐ 開設時から、運営指導の「確認項目及び確認文書」にあたる書類をそろえる計画にした
- ☐ GH：地域連携推進会議の構成員の候補と、住居ごとの見学の受け入れ方を考えた
- ☐ GH：ガイドラインの自己チェックシートで、運営体制を確認した
- ☐ 就労系：就労選択支援事業所・相談支援事業所との連携と、利用開始までの流れを確認した
- ☐ 報酬改定案（2027 年 2 月の予定）が出たら、収支計画を見直す予定を立てた

出典（厚生労働省）

- ・ 社会保障審議会障害者部会 第 155 回 資料（令和 8 年 4 月 24 日）<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001694960.pdf>
- ・ 障害福祉サービスの質の確保について（障害者部会 第 156 回 令和 8 年 6 月 5 日）<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001702863.pdf>
- ・ 令和 9 年度障害福祉サービス等報酬改定について（報告）（障害者部会 令和 8 年 6 月 5 日）<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001702861.pdf>
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等指導指針（令和 8 年 6 月）<https://www.mhlw.go.jp/content/260608-1.pdf>
- ・ 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 <https://www.mhlw.go.jp/content/001216034.pdf>
- ・ 共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン（第 1 版）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html
- ・ 就労選択支援の実施について（通知、令和 7 年 9 月 30 日最終改正）<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001571813.pdf>
- ・ 就労系サービスに係る報酬・基準について（障害福祉報酬改定検討チーム 第 64 回 令和 8 年 9 月 28 日）<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001752771.pdf>

上記の厚生労働省の資料（公共データ利用規約 第 1.0 版）を加工して作成しています。政府が作成したものではありません。制度の運用は指定権者や市区町村によって異なることがあります。開設の可否の判断や指定申請の手続きは、必ず各窓口にご確認ください。この資料は公的資料をもとに AI を使って作成し、根拠資料との照合を行っています。

最新の動きは「改定トラッカー」（<https://kaiteinote.com/kaitei/>）で確認できます。GH 向け・就労選択支援向けの実務キットもあります（<https://kaiteinote.com/kits/>）。